

## 令和4年度「太鼓総見」実施要領

国指定重要無形民俗文化財「小倉祇園祭の小倉祇園太鼓」を次世代に継承するため、太鼓芸を披露し、打ち手相互の見取りの場とする

1. 日 時 ①少年の部 7月16日(土) 16時00分～18時00分  
 ②大人の部 7月17日(日) 16時00分～18時00分  
 ※いずれも少雨決行、雨天中止  
 ※16日(土)が雨天の場合は、17日(日)に順延  
 (開始時間を2時間前倒しで実施、14時00分～18時00分)
2. 主 催 小倉祇園太鼓保存振興会
3. 会 場 小倉城大手門前 特設会場
4. 参加資格 小倉祇園太鼓保存振興会の会員  
 (1) 部 門 ①少年の部(中学校3年生以下)  
 イ：据え太鼓、ロ：一般山車、ハ：町内山車、ニ：町内山車  
 ②大人の部(中学校卒業以上)  
 イ：据え太鼓、ロ：一般山車、ハ：町内山車、ニ：町内山車  
 ※出場数 少年組1、大人組1、もしくはどちらか一方とする  
 ※山車所有団体の、イ：据え太鼓 への参加不可  
 (2) 申込み 参加を希望する会員は、参加費を添えて事務局に申し込むこと  
 (※切 6月15日(水) 16時00分、参加費 各組3,000円)  
 ※各団体の出演時間は、事務局よりお知らせします(7月上旬予定)

### 5. 総見次第

|                            |  |                                 |
|----------------------------|--|---------------------------------|
| 7月16日<br>(土)<br><br>① 少年の部 | <b>【開会式】</b> 16時00分～16時10分<br>・開会のことば 小倉祇園太鼓保存振興会 会長<br>・祝 辞 北九州市長<br><b>【総 見】</b> 16時10分～18時00分<br>・イ：据え太鼓(16時15分～16時40分)<br>・ロ：一般山車(16時40分～17時00分)<br>・ハ：町内山車(17時00分<br>・ニ：町内山車 ~18時00分) | イ、ロ、ハ、ニの<br>それぞれ終了後に<br>講評を行います |
| 7月17日<br>(日)<br><br>② 大人の部 | <b>【総 見】</b> 16時00分～17時50分<br>・イ：据え太鼓(16時00分～16時25分)<br>・ロ：一般山車(16時25分～16時45分)<br>・ハ：町内山車(17時00分<br>・ニ：町内山車 ~17時50分)<br><b>【閉会式】</b> 17時50分～18時00分<br>・閉会のことば 小倉祇園太鼓保存振興会 副会長(小倉北区長)       |                                 |

### 6. 参加者心得

#### (1) 太鼓芸の継承

国指定重要無形民俗文化財「小倉祇園祭の小倉祇園太鼓」にふさわしい太鼓芸の披露に努めること

### 【打法】

- ・バチは端をもち、たてて、横打ちとすること
- ・チャンガラ(すり鉦)は左右を胸の前で、上下にすって音を出すこと
- ・チャンガラは、ドロ約100cm前後に位置すること
- ・笛、フライパン、固定スピーカーの使用を禁止する

### 【服装】

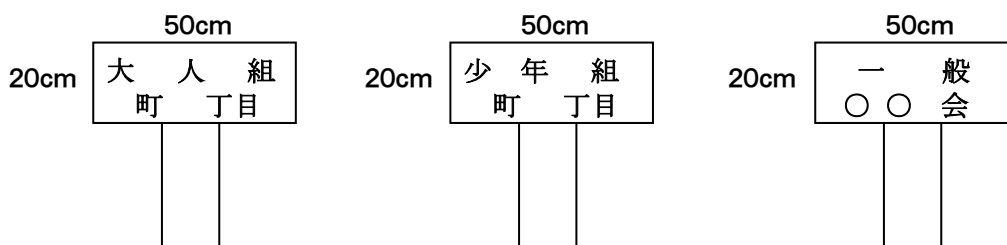
- ・揃いの浴衣(ユカタ)又は法被(ハッピ)とし、浴衣は後ろ裾をからげること
- ・向う鉢巻、白足袋、草履を使用し、全体的に品位を保つこと
- ・もろ肌脱ぎ、片肌脱ぎ、頬かむりなどは慎むこと

### 【総合(口：一般山車、ハ：町内山車、ニ：町内山車)】

- ・打法は歩行打ちとし、祇園囃子を考慮して打ち手と一体化し全体的に調和が取れていること
- ・運営の妨げになるような、ゆっくりとした歩行は慎むこと

### (2) 出場、待機、運行など

- ・代表者又はそれに準ずる者は必ずタスキをし、自団体を代表し誘導すること
- ・待機中は団体ごとにまとまり、品位を保つようにすること
- ・出場順に整列し、現場係員の指示に従い入場すること
- ・山車所有団体(=口、ハ、ニ)は、先頭にプラカードを明示すること
- ・道路の通行は安全を第一とし、警察官・現場係員の指示に従うこと
- ・「会員標章」を掲出すること(据え太鼓は太鼓の一部に、山車は山車前面に掲示)
- ・「会員心得」及び「打ち手心得」を遵守すること



## 7. 令和4年度 新型コロナ感染防止及び熱中症対策「三密回避」「時間短縮」の徹底 太鼓総見を安全安心に運営するため、参加団体は下記の運営方法にご協力ください

### イ：据え太鼓

- ・会場への集合時間は、各日15時50分までとしてください(出演者全員)
- ・打ち手相互の見取りが目的のため、部門に参加する全団体の太鼓をご覧下さい
- ・部門の講評まで聞き終わりましたら、解散されてください
- ・太鼓2台は、小倉祇園太鼓保存振興会が準備いたします
- ・各団体は、バチ、チャンガラ、会員表彰をご準備ください
- ・各団体の持ち時間は、約3分間です

### 口：一般山車、ハ：町内山車、ニ：町内山車

- ・会場への集合時間は、各日15時50分までとしてください(綱切り山車のみ)
- ・出場順に整列しますので、現場係員の指示に従ってください
- ・出演者(山車以外)は、開始20分前を目途に集合してください(総見の進行に支障のないよう、各代表者は引手の到着等の時間管理をお願いします)
- ・相互の見取りが目的のため、部門に参加する全団体の太鼓をご覧下さい
- ・部門の講評まで聞き終わりましたら、解散して市内巡行に向かって下さい
- ・各団体の持ち時間は、約3分間です

## 令和4年度「据え太鼓披露会場」実施要領

1. 日 時 令和4年7月15日（金）～17日（日）19時00分～21時00分  
最終撤去は時間厳守のこと（演奏は20時45分まで）
2. 主 催 小倉祇園太鼓保存振興会
3. 会 場 小倉祇園太鼓保存振興会が施設管理者より使用許可を得た場所  
（1）紫川親水広場（リバーウォーク東側、紫川沿い）  
（2）市庁舎北側広場
4. 参加資格 小倉祇園太鼓保存振興会の会員（山車所有団体は不可）  
参加を希望する会員、参加費を添えて事務局に申し込むこと  
（※切：6月15日（水）16時00分、参加費：1団体3,000円）
5. 太鼓披露
  - （1）太鼓台数は2台までとする
  - （2）参加希望団体が多数の場合は、据え太鼓競演会委員会にて協議の上、決定する
  - （3）おもてなし太鼓の時間を設ける
6. 参加者心得
  - （1）各チームの代表者又はそれに準ずる者は必ずタスキをすること
  - （2）大提灯・大太鼓・ライト・ホイッスル・ステージ・拡声器等の持ち込み、使用はしないこと
  - （3）帯、向こう鉢巻は必ず全員すること（腰巻禁止）
  - （4）会員名称の入ったのぼりの設置は、2本までとする
  - （5）太鼓の一部に「会員標章」を掲示すること
  - （6）「会員心得」及び「打ち手心得」を遵守すること
  - （7）下記「据え太鼓披露会場 利用について」を遵守すること

### 据え太鼓披露会場 利用について

#### 【遵守事項】

- 1 物品販売又は営業行為を行わないこと
- 2 車両を絶対乗り入れないこと
- 3 営業者の妨害にならないこと
- 4 交通上、防災上、衛生上の支障にならないこと
- 5 歩行者等とトラブルを起こすことがないこと
- 6 会場使用終了後は清掃を行い、ダンボール、ゴミ等を放置しないこと
- 7 施設管理者の施設及び床タイル等の破損、毀損の際は、損害を与えた団体に於いて現状復旧すること
- 8 その他施設管理者が特別に指示した事項を遵守すること

※遵守事項に違反した場合は、  
即時退場のこと

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止及び熱中症対策のため、  
「三密回避」「時間短縮」を徹底することとし、披露時間を短縮します

# 小倉祇園太鼓心得

## 会員心得

- 1 小倉祇園は、神事の一環として起源した祭礼であると認識する。
- 2 会員は、会の目的である国指定重要無形民俗文化財「小倉祇園太鼓」の伝承者であることを自覚し、その品位を保つよう努める。
- 3 会員は、会員相互の連携及び協力に努め、会の発展に寄与する。
- 4 会員は、太鼓打ちのとき会員標章を掲示する。

## 打ち手心得

- 1 太鼓稽古期間は伝統により、7月1日太鼓台開きより祇園祭前日までとし、時間は13時から22時（令和4年度は新型コロナ対策として21時）までとする。
- 2 祇園祭期間中の行事等の時間は、12時から23時（令和4年度は新型コロナ対策として21時）までとする。
- 3 伝統芸の伝承のみならず、魅力ある地域人として品格ある稽古態度を心掛ける。
- 4 統一音を目指した太鼓、騒音防止や清掃美化への自発的協力を稽古作法とし、特に周辺住民への迷惑にならないよう十分配慮する。
- 5 山車競演会・据え太鼓競演会・太鼓広場等では、各実施要領を遵守のうえ、節度ある態度を心掛け、親しまれる祭づくりへの責務を全うする。
- 6 望ましき衣装は、向う鉢巻き・浴衣又は法被とし、白足袋に草履とする。
- 7 太鼓の披露は町内廻りを基本とし、一方的な酒席等への太鼓打ち込みはすべてご法度とする。

## 注意

- 1 打ち手心得の第1項及び第2項の期間以外に太鼓打ちの稽古等を必要とする場合は、「合同委員会」等で審議し、その可否を決めるので、届出をすること。
- 2 会員心得・打ち手心得に違反する行為があるときは、「制裁に関する事項」に該当することがあるので注意すること。
- 3 打ち手心得に反する町内・団体は「小倉祇園太鼓保存振興会」・「国指定重要無形民俗文化財・小倉祇園太鼓」の名称使用について、或いは太鼓総見等への出場可否について、「風紀審議会」等の審議の対象になる旨を十分注意すること。

国指定重要無形民俗文化財 ※登録商標 第5136857号

## 小倉祇園太鼓保存振興会

事務局 〒803-0813

北九州市小倉北区城内2番1号(小倉城内)

電話 093-562-3341 FAX 093-562-3349